

# アスベスト発生施設 名称を公表 環境省



アスベスト(石綿)による健康被害について国民の不安が高まっていることに応え、環境省は平成17年8月26日に、大気汚染防止法で「特定粉じん(アスベスト)発生施設」として都道府県などに届け出されている384工場・事業場の名称を公表しました。

大気汚染防止法では人の健康に被害を生じるおそれのある粉じんを一般粉じんとは別の「特定粉じん」として扱っており、「特定粉じん」には現在アスベストが指定されています。

384工場・事業場という数字は、「特定粉じん発生施設」についての規制が開始された平成元年度以降、同施設の届出を行った全工場・事業場数で、現在は廃止済みのものも含まれています。

公表された内容は、(1)工場・事業場の名称、所在地のほか、(2)製造している(製造していた)アスベスト関連製品の種類、(3)工場・事業場の使用開始・使用廃止時期、(4)特定粉じん発生施設数、(5)現在のアスベスト関連製品の製造状況などです。

公表内容によると、現在も稼働を続けている工場・事業場数は42。環境省では今後新たに「特定粉じん発生施設」の存在が判明した場合は、追加公表していく予定とのことです。

アスベストに関する分析のご依頼、お問合せをお待ちしております。

資料:2005年8月26日付 EICネット

受注管理箇所 小倉佐知子

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

